明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一九〇）　一六
○農業災害補償法施行令の一部を改正する政令（一九一）　一六
○農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九二）　一六
○農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九三）　一七
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九四）　一七
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九五）　一七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令（一九六）　一七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一九七）　一九
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（二一）　二〇
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（二二）　二〇
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（二三）　二〇
○腐敗の防止に関する国際連合条約（二四）　二〇
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　二〇四
〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　二〇四
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務五）　二〇六
〔条　約〕
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（二一）　二〇
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（二二）　二〇
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（二三）　二〇
○腐敗の防止に関する国際連合条約（二四）　二〇
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　二〇四
〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　二〇四
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務五）　二〇六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（同六）　二〇九
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二一三
〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　二一九
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令（外務・財務・国土交通二）　二二四
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七二）　二二四
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同七三）　二二五
○輸出貿易管理規則及び外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五四）　二二九
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境一八）　二三〇
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同一九）　二三〇
〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一五二）　二二七
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―九一）　二二八
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―四八）　二二八
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一二八）　二二八
○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（同一一―八―四一）　二二八
〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務四）　二二八
○対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　二二八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。